

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
のときは、そ
の翌日)

目次

解除予定の保安林
土地改良事業計画の適否の決定

〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

- 〃 都市計画道路の変更
- 〃 都市計画公園の変更
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第二百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡中山町大字松河原字焼ヶ平一六二七、字中大平一六五二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
林道敷地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- ◇ 公安規則 警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 歯科衛生士試験の実施
歯科技工士試験の実施

鳥取県告示第二百三十六号

昭和四十五年七月二十九日付で青谷町長から申請のあつた土地改良(楠根地区索道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十七号

昭和四十六年二月十八日付で国府町長から申請のあつた土地改良(吉野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十八号

昭和四十六年二月十八日付で国府町長から申請のあつた土地改良(楠城地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

昭和四十六年二月十八日付で国府町長から申請のあつた土地改良(美敷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二〇日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十号

昭和四十六年二月十八日付で国府町長から申請のあつた土地改良(大石地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において

て準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十一号

昭和四十五年十一月九日付で佐治村長から申請のあつた土地改良(津無地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十二号

昭和四十五年八月七日付で八東町長から申請のあつた土地改良（用呂地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十三号

昭和四十六年二月十八日付で国府町長から申請のあつた土地改良（新井地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十四号

昭和四十五年十一月十六日付で岩美町長から申請のあつた土地改良（長谷地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十五号

昭和四十六年二月十八日付で国府町長から申請のあつた土地改良(中河原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を變更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 變更に係る都市計画の種類

道路

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を變更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 變更に係る都市計画の種類

公園

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和四十六年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十六年三月二十四日 午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題 鳥取県議会議員選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 小田 大吉

一日時 昭和四十六年三月二十四日 午後三時

二場所 鳥取市 白兔荘

三議題 (1) 県立学校長人事について

(2) その他

公安委員会規則

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 田村 純 一

鳥取県公安委員会規則第一号

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則(昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「条例」という。)(第五条第二項に基き)」を「警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号。以下「条例」という。)(第七条第二項の規定に基き)」に改める。

第二条中「条例第五条に定める」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第11条の規定による歯科衛生士

00447

第4224号 (第三種郵便物認可)

試験を次のとおり実施する。

昭和46年3月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施期日

学説試験 昭和46年4月10日 午前9時から

実地試験 昭和46年4月11日 午前9時から

2 実施場所

鳥取市枝町325番地

鳥取県立歯科衛生士学院

3 受験願書の提出期限

昭和46年3月26日から昭和46年4月5日まで

3 受験願書の提出期日

昭和46年3月23日から3月29日まで

歯科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項の規定による鳥取県
歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和46年3月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施期日

実地試験 昭和46年4月1日 午前9時から

学説試験 昭和46年4月2日 午前9時から

2 実施場所

鳥取市富安八ヶ坪42-2

鳥取高等歯科技工士学院